

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、船舶の無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A .
- ② 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により B に変更があったときは、変更後 B は、 A .
- ③ ①及び②により免許人の地位を承継した者は、 C 、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の認定を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を運行する者	10日以内に
2 免許人の地位を承継する	船舶を所有する者	10日以内に
3 総務大臣の認定を受けて免許人の地位を承継することができる	船舶を所有する者	遅滞なく
4 免許人の地位を承継する	船舶を運行する者	遅滞なく

A－2 次の記述は、義務船舶局（注）の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電波法第13条第2項の船舶局をいう。

- ① 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により義務船舶局に備える無線設備の空中線は、 A により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。
- ② 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、F3E電波156.8MHzを使用するものの空中線は、 B に設置されたものでなければならない。
- ③ 電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項のインマルサット船舶地球局及び電波法第33条の規定により義務船舶局に備えるインマルサット高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、次の(1)及び(2)の条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。

(1) 指向性空中線にあつては、他の設備の空中線からできるだけ離れ、かつ、仰角（－）5度から C までの範囲にシャドーセクターが6度を超える障害物がない位置

(2) 無指向性空中線にあつては、船首及び船尾側の仰角（－）5度から C まで並びに左舷及び右舷側の仰角（－）15度から C までの範囲にシャドーセクターが2度を超える障害物がない位置

A	B	C
1 風圧及び氷結	通常操船する場所の近く	90度
2 通常起こり得る船舶の振動又は衝撃	通常操船する場所の近く	45度
3 通常起こり得る船舶の振動又は衝撃	船舶のできる限り上部	90度
4 風圧及び氷結	船舶のできる限り上部	45度

A－3 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2** 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3** 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止しなければならない。
- 4** 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－4 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第69条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2** 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3** 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命ずることができる。
- 4** 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

A－5 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第48条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- 1** その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 2** 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものの場合に限る。）。
- 3** 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。
- 4** 電源投入後、5分以内に完全動作状態にすることができるものであり、また、その状態から送信準備状態にすることができ、かつ、送信準備状態から20秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。
- 5** 指示器は、表示面における不要の表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。

A－6 総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができることに関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局に選任された無線従事者に対し、技術基準に適合するように当該無線設備の取り替えを命じたとき
- 2** 無線局の発射する電波の質が工事設計に適合していないと認め、総務大臣が当該無線局に対して期間を定めて無線局の運用の停止を命じたとき。
- 3** 無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受けた免許人から、その指示に対する相当の措置を行い、その措置の内容が総務大臣又は総合通信局長に報告されたとき。
- 4** 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。

A－7 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。電波法施行規則（第38条の4）及び無線局運用規則（第7条、第8条及び第8条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 A 当該無線設備によって B、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を C に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 遭難自動通報設備を備える義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から D、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	試験電波を発射して	船舶の責任者	1年間
2 毎月1回以上	試験電波を発射して	当該船舶局の免許人	1年間
3 毎月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	2年間
4 毎日1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	2年間

A－8 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、重要無線通信を行う無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、呼出し又は応答を行う場合については、この限りでない。
- 2 無線局は、重要無線通信を行う無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害をなるべく与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害をなるべく与えないように運用しなければならない。ただし、呼出し又は応答を行う場合については、この限りでない。
- 4 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－9 用語の定義を述べた次の記述のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「電波」とは、300万テラヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号その他音響を送り、又は受けるための高周波利用設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 4 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他データを送り、又は受けるための高周波利用設備をいう。
- 5 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、放送の受信のみを目的とするものを含まない。

A－10 次の記述は、1 2 1. 5 MH z の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第 1 5 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 2 1. 5 MH z の電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。
- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、 B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
 - (2) 搜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
 - (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の搜索救難のための呼出し、応答又は準備信号の送信を行うとき。
 - (4) 1 2 1. 5 MH z 以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
 - (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
 - (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、 C を行うとき。

A	B	C
1 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	急を要する通信
2 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	短時間の通信
3 航行中の航空機	通常使用する電波	短時間の通信
4 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	急を要する通信

A－11 次の記述は、「非常通信」の定義について述べたものである。電波法（第 5 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A において、 B を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、 C 又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 発生した場合	電気通信業務の通信	交通通信の確保
2 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信業務の通信	電力の供給の確保
3 発生し、又は発生するおそれがある場合	有線通信	交通通信の確保
4 発生した場合	有線通信	電力の供給の確保

A－12 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則（第 3 8 条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行う船舶局に備え付けを要しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者選解任届の写し
- 2 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A－13 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に A 場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B までの間（ C による緊急信号を受信した場合には、少なくとも D ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ C による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C	D
1 陥った場合又は陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	15分間
2 陥った場合又は陥るおそれがある	終了する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
3 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話	3分間
4 陥るおそれがある	終了する	デジタル選択呼出装置	15分間
5 陥るおそれがある	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置	3分間

A－14 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難警報及び遭難呼出しについて述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報は、一般通信チャネルで A 、若しくは地球から宇宙向けの衛星EPIRB用に留保した専用の遭難及び安全のための周波数のいずれかによって衛星経由で送信され、又はデジタル選択呼出しのためMF、HF及びVHF帯において定められた遭難及び安全のための周波数で送信されなければならない。
- ② 遭難警報若しくは遭難呼出し及びこれに続く通報は、移動局若しくは移動地球局を有する船舶、航空機又はその他の移動体の責任者の権限に基づいてのみ送信されなければならない。
- ③ MF、HF及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信される遭難警報又は遭難呼出しを受信するすべての局は、 B 、引き続いて行われる遭難通信に備えなければならない。
- ④ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、 C にその遭難警報の内容を通報しなければならない。

A	B	C
1 絶対的優先順位をもって	遭難通信に混信を生じさせるおそれのあるいかなる伝送をも直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者
2 他の通信と区別することなく自動接続で	遭難通信に混信を生じさせるおそれのあるいかなる伝送をも直ちに中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
3 絶対的優先順位をもって	いかなる伝送も中止し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4 他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる伝送も中止し	船舶の指揮者又は責任者

A－15 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について述べたものである。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次の(1)及び(2)に掲げる区別によるものとする。

- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う A においては、 B （国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であって、 B によることが不便であるものにおいては、 C によるものとし、 D こと。）
- (2) (1)以外の無線局においては、 C

	A	B	C	D
1	海岸局	協定世界時	中央標準時	その旨相手局に通知する
2	海岸局	中央標準時	協定世界時	その旨表示する
3	航空局	協定世界時	中央標準時	その旨表示する
4	航空局	中央標準時	協定世界時	その旨相手局に通知する

A－16 次の記述は、無線周波数スペクトルの使用等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第44条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために A よう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

構成国は、無線通信のための周波数帯の使用に当たっては、無線周波数及び関連する軌道（対地静止衛星軌道を含む。）が有限な天然資源であることに留意するものとし、また、これらを各国又はその集団が B することができるように、開発途上国の特別な必要性及び特定の国の地理的事情を考慮して、 C に従って合理的、効果的かつ経済的に使用しなければならないことに留意する。

	A	B	C
1	欠くことができない最小限度にとどめる	公平に使用	無線通信規則
2	余裕をもって使用する	目的を達成	無線通信規則
3	余裕をもって使用する	公平に使用	国際電気通信連合条約
4	欠くことができない最小限度にとどめる	目的を達成	国際電気通信連合条約

A－17 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。
- 2 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 3 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A－18 遭難通報等を受信した船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 8 1 条の 7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聴守を行わなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は捜索救助用レーダートランスポンダの通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 船舶局は、遭難呼出しを受信し、これを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。（注）
注 無線局運用規則第 8 1 条の 7 第 5 項のただし書きの場合を除く。
- 5 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。

A－19 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第 4 9 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。
 A は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。許可書又はこれを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② 許可書が提示されないとき又は B が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、 C ことができる。

A	B	C
1 局の通信士又は責任者	違反の疑い	その設備に係る資料の提示を求める
2 局の通信士又は責任者	明白な違反	その設備を検査する
3 船舶の責任者	明白な違反	その設備に係る資料の提示を求める
4 船舶の責任者	違反の疑い	その設備を検査する

A－20 総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第 8 0 条、第 8 1 条及び第 8 1 条の 2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、無線局が外国において、当該外国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

B－1 次の事項のうち、電波法（第8条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 運用許容時間
- イ 工事落成の期限
- ウ 免許の有効期間
- エ 電波の型式及び周波数
- オ 通信の相手方及び通信事項

B－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の落成後の検査及び免許の拒否について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 ア は、その旨を総務大臣に届け出て、その イ 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明の要件及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び員数並びに ウ について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする イ 、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。
注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。
- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、電波法第8条（予備免許）第1項第1号の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後 エ 電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の オ ならない。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 工事が落成したとき | 2 工事落成の期限の日になったとき |
| 3 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 4 無線設備 |
| 5 計器及び予備品 | 6 時計及び書類 |
| 7 1箇月以内に | 8 2週間以内に |
| 9 予備免許を取り消さなければ | 10 免許を拒否しなければ |

B－3 無線従事者免許証の返納に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に無線従事者免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が死亡したとき。
- イ 無線従事者が免許の取消し処分を受けたとき。
- ウ 無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。
- エ 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- オ 無線従事者が無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。

B－4 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に ア 電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「 イ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 イ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 ウ を超えてはならない。

- (1) エ 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 オ を確かめなければならない。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する | 2 自局の発射しようとする |
| 3 本日は晴天なり | 4 試験電波発射中 |
| 5 10秒間 | 6 30秒間 |
| 7 各局 | 8 ただいま試験中 |
| 9 他の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか |

B－5 船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は通報の送信等に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- イ 安全呼出し又は安全通報の送信
- ウ 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- エ 搜索救助用位置指示送信装置の通報
- オ 準備信号の送信